滑川町移動スーパー導入促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、移動が困難な高齢者、障害者、子育て世代等（以下「高齢者等」という。）に対し、買物の機会や住民同士の交流機会を増やす手段として、町内に生活必需品等の移動販売車を定期的に巡回させ、町民の生活の利便性を確保するとともに、高齢者等の見守り活動を目的とする事業者に対して、予算の範囲以内で滑川町移動スーパー導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、滑川町補助金等の交付手続等に関する規則（平成９年規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　移動スーパー　日用生活物資を移動しながら販売すること（特定の販売品目のみの販売、車内で調理加工した食品等を販売する移動販売、特定世帯及び施設に訪問しての移動販売並びに商品のみを配達するものを除く。）をいう。

⑵　移動販売　あらかじめ巡回する経路及び時間を設定し、移動しながら販売することをいう。

⑶　移動販売車　固定コンテナ等商品の収納及び販売のための設備を有する車両をいう。

（交付対象者）

第３条　この要綱による補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　補助金の交付の申請をする日の属する年度の４月１日現在で、町内に住所を有する個人事業主若しくは町内に店舗を有する法人又はそれらと連携して移動スーパーを行う者であること。

⑵　町内の任意の地域において、週３回以上定期的に移動スーパーを巡回させること。

⑶　補助金の交付の決定を受けた日から起算して５年以上継続して移動スーパーを行う意思を有すること。

⑷　滑川町と支え合いによる地域づくり等に関する連携協定を締結していること。

⑸　滑川町商工会に加入している法人又は個人事業主であること。

⑹　町税等を滞納していないこと。

⑺　法令及び公序良俗に反していないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助対象事業者としない。

　⑴　滑川町暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員

　⑵　宗教上の組織又は団体

　⑶　政治団体

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

２　前項の経費のうち第１条に定める趣旨と同様の買物支援に係る国及び地方公共団体の補助の対象となった経費は除外する。

３　補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、滑川町移動スーパー導入促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

　⑴　事業計画書（様式第２号）

⑵　収支計画書（様式第３号）

⑶　補助対象経費が確認できる書類（見積書等）

⑷　誓約書（様式第４号）

⑸　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、滑川町移動スーパー導入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の交付決定に際し必要な条件を付すことができる。

（交付決定の取消し）

第７条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　補助金の交付決定の内容に違反したとき。

　（実績報告）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を執行したときは、速やかに滑川町移動スーパー導入促進事業補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　⑴　補助対象経費の領収書の写し

⑵　移動販売車の車検証の写し

⑶　移動販売車の写真

⑷　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第９条　町長は、前条の規定による実績報告があったときは、これらの書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る移動スーパーの成果を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、滑川町移動スーパー導入促進事業補助金交付確定通知書（様式第７号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条　補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、滑川町移動スーパー導入促進事業補助金交付請求書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求があったときは、口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

（返還）

第11条　町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、その者から既に交付した額の全部又は一部を返還させることができる。

２　町長は、前項の規定により補助金の返還が生じたときは、滑川町移動スーパー導入促進事業補助金返還通知書（様式第９号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（実施状況等報告）

第12条　補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間、事業の実施状況等について、滑川町移動スーパー導入促進事業補助金実施状況等報告書（様式第10号）により、当該年度の翌年度４月末までに町長に提出しなければならない。また、町が事業の実施について報告を求めた場合には、随時報告をするものとする。

（書類の整備）

第13条　申請者は、補助対象事業に関する収入及び支出を明らかにした書類等を整備し、当該書類を補助金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない。

２　申請者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 |
| 移動販売車の取得費 | 補助対象経費の1/2以内、50万円を限度とし、１車体について１回限りとする。 |
| 移動販売車の改造費 | 補助対象経費の1/2以内、50万円を限度とし、１車体について１回限りとする。 |